

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																				
<p>1 大阪府における出納事務の権限とチェック体制 大阪府では平成16年度に、これまで出納室が担ってきた出納（支出負担行為及び支出の審査及び出納の権限）を各所属の出納員・会計員に委任している。この委任にあわせて所属長の自己検査制度を義務化（所属長が出納員及び会計員の会計事務を年2回以上検査）している。</p> <p>(1) 出納員：主に現金の出納及び保管等の事務を行い（大阪府財務規則（以下「規則」という。）第99条、別表第3）、支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか等の審査を行う（規則第112条）。</p> <p>(2) 会計員：出納員を補佐し、主に現金の出納及び保管等の事務を行う（規則第100条、別表第3）。</p> <p>(3) 本庁の場合、出納員は各課課長にある者を、会計員は課長補佐若しくは参事にある者をもって充てる（規則第98条、第100条、別表第3）。</p> <p>2 会計実地検査 会計局は、各所属の出納員・会計員に委任された会計事務を事後的にチェックする。</p> <p>(1) 検査の目的：違法又は不当な処理の未然防止</p> <p>(2) 検査の区分 ア 重点検査：対象所属を抽出（平成24年度は100所属）して行う検査であり、支出及び収入手続の正確性・適法性や支出書類と履行事実等の確認を行う検査 イ 特別検査：全所属を対象に抜打ちで金庫内の点検や所属長の自己検査の実施状況の確認を行う検査</p> <p>3 会計局の検査後の対応</p> <p>(1) 検査対象所属への是正指導</p> <p>(2) 各所属への注意喚起 ア ポータルサイトに改善・是正を要するような誤りの検出事例を年度ごとに掲載し、注意喚起</p> <p>(掲載された平成23年度重点検査の主な検出事例)</p> <p>(ア) 支出負担行為即支出命令（即命）ができないものを即命で処理した事例</p> <p>(イ) 規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付した事例</p> <p>イ 出納員・会計員及び会計事務担当職員等に対する会計事務研修を年20回程度実施（改善・是正を要する誤りの検出事例を研修資料として紹介）。</p>	<p>1 重点検査において会計事務の誤りが検出された所属数はおおむね横ばいである。 （重点検査の実施状況）</p> <table border="1" data-bbox="1317 491 2131 617"> <thead> <tr> <th>検査実施年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤りが検出された所属数</td> <td>34</td> <td>46</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>検査実施所属数</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度から検査実施所属数を80から100に拡大</p> <p>（平成24年度の主な検出内容）</p> <table border="1" data-bbox="1317 735 2131 907"> <tbody> <tr> <td>即命できないものを即命で処理</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>分割発注</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公開見積もり合わせ未実施</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成23年度の改善・是正を要するような誤りの検出事例は、ポータルサイトに年度ごとに掲載するとともに、年20回程度の会計事務研修においても紹介して注意喚起を行っているが、同様の事例が平成24年度においても数件検出されている。</p>	検査実施年度	H22	H23	H24	誤りが検出された所属数	34	46	44	検査実施所属数	80	100	100	即命できないものを即命で処理	7件	規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付	3件	分割発注	2件	公開見積もり合わせ未実施	2件	<p>1 検査の目的は違法又は不当な処理の未然防止であるが、会計事務の誤りが検出された所属数が減少していない課題がある。</p> <p>2 検査の目的に鑑み、年度ごとのポータルサイトでの検出事例掲載や年20回程度の研修という、即時性のない注意喚起の方法では、違法又は不当な処理の未然防止の効果に課題がある。</p>
検査実施年度	H22	H23	H24																			
誤りが検出された所属数	34	46	44																			
検査実施所属数	80	100	100																			
即命できないものを即命で処理	7件																					
規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付	3件																					
分割発注	2件																					
公開見積もり合わせ未実施	2件																					
事務事業を所管する会計局の見解																						
<p>1 会計局では、全所属への抜打ちによる特別検査及び3年に1回の頻度で行う重点検査の実施自体が、所属に対する牽制を果たしていると考えている。重点検査においては、文書指摘を行った所属数が大幅に増加することなく、その内容もほとんどが「一部是正・改善すべき事項」に該当し、「著しく不適切な会計事務処理」は認められておらず、実地検査による確認・指導により重大な事故は発生していないことから違法又は不当な処理の未然防止という目的については一定達成されていると考えられる。</p> <p>2 また、会計事務ポータルサイトでは、検出事例掲載だけでなく、会計事務の手引、審査事務の留意事項などを掲載し、職員が会計事務を行う際に常時参考にすることができるようにしている。</p> <p>3 監査の結果において指摘されている事項について、内部統制の観点から改善の余地があると考えており、下記の対応を行いたいと考えている。</p> <p>(1) 重点検査において指摘した事案のうち、これまで当該部局長に対しても文書通知していた重大事案は、その概要を会計事務ポータルサイトに直ちに掲載し、同様の誤りが生じないよう全職員に周知する。</p> <p>(2) また、これまで軽易な誤りとして当該所属に対してのみ通知していたものは、四半期ごとに取りまとめ、事案の概要を類型化して、会計事務ポータルサイトに掲載することで全職員に周知する。</p>																						

委員意見

検出された会計事務誤りについて、違法又は不当な処理の未然防止につながるよう、例えば、

- (1) 重点検査により会計事務誤りの事例が検出された場合、即時に事例の内容とそれに対する注意喚起を全庁の会計担当職員にメール配信
- (2) 配信した検出事例をポータルサイト上に蓄積して、事例を類型化して公開するなど、積極的な情報発信に努め、効果的な注意喚起の方法を検討されたい。

措置の内容

- (1) 重点検査において指摘した事案のうち、これまで当該部局長に対しても文書通知していた重大事案は、その概要を会計事務ポータルサイトに直ちに掲載し、同様の誤りが生じないよう全職員に周知する。
- (2) これまで軽易な誤りとして当該所属に対してのみ通知していたものは、四半期ごとに取りまとめ、事案の概要を類型化して、会計事務ポータルサイトに掲載することで全職員に周知する。
- (3) 上記の対応について、全庁に周知するため「会計実地検査（重点検査）結果の公表について」を平成25年10月21日付けで各局長等に通知した。

1 財務会計事務

(1) 決裁遅延

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 商工労働総務課 雇用推進室人材育成課	<p>《商工労働部 商工労働総務課》 執務室移転業務の経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始（平成25年3月14日）の後に行われていた。</p> <p>(1) 契約締結・業務開始：平成25年3月14日 (2) 経費支出伺の決裁：平成25年3月26日 (3) 委託料：994,350円</p> <p>《商工労働部 雇用推進室人材育成課》 大阪府立北大阪高等職業技術専門校等への物品等移転業務に係る経費支出伺の決裁が、契約締結及び業務開始（平成24年12月14日）の後に行われていた。</p> <p>(1) 契約締結・業務開始：平成24年12月14日 (2) 経費支出伺の決裁：平成25年1月18日 (3) 役務費：3,990,000円</p>	<p>1 業務委託において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）に違反している。</p> <p>2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>《商工労働部商工労働総務課、雇用推進室人材育成課》 部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 （年2回程度）</p>

(2) 比較見積の徴取漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課	<p>知事顕彰事業PRのための新聞広告掲載の契約（契約金額55万円）に際し、二人以上の者から見積書を徴さなければならないにもかかわらず、ウェブページにより価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えていた。</p>	<p>1 業務委託において、必要な見積書を徴しておらず、大阪府財務規則第62条（見積書の徴取）に違反している。</p> <p>2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （見積書の徴取） 第62条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 （年2回程度）</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<p>【大阪府財務規則の運用 第62条関係】</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。</p>	

(3) 経費支出における起票誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー産業課	緊急雇用創出基金事業「スマートハウス高度化プロジェクト」及び「ものづくりEVカレッジプロジェクト」に係る委託料の経費支出手続において、債務負担行為による経費支出伺書を作成すべきであったにもかかわらず、長期継続契約による経費支出伺書が作成されていた。	<p>1 適正に経費支出伺書を作成する事務手順について、契約事務担当者及びその上司の認識が不十分である。</p> <p>2 経費支出伺書の作成に際して、起案者のみならず、決裁関与者を含めて財務会計システムの操作等について周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 (年2回程度)</p>

(4) 不適切な随意契約

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室金融課	<p>《商工労働部 中小企業支援室金融課》</p> <p>1 自己認識が不得手な方を対象とした金融経済教育冊子等作成委託業務について、下記のとおり、随意契約が締結されていた。</p> <p>(1) 試行冊子等作成業務 986,286円(「試行版」の冊子と付録(家計簿)) ア 委託期間 H24.11.22~H25.1.15 イ 随意契約の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(少額) ウ 比較見積：有り</p> <p>(2) 冊子作成業務 731,325円(「完成版」の冊子) ア 委託期間 H25.3.6~H25.3.19 イ 随意契約の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(少額)</p>	<p>1 契約担当者及びその上司が、予定価格の設定にあたっては、根拠となる資料を付して決裁を受ける必要があることを認識していなかった。</p> <p>2 財務規則の解釈を誤り、比較見積が省略されており、また、委託業務の発注に際しては競争入札が原則であるにもかかわらず、安易に随意契約による発注が行われていた。</p> <p>3 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 第167条の2 1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 (年2回程度)</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<p>ウ 比較見積 : 無し 大阪府財務規則の運用第62条 関係第2項第12号(版下あり)</p> <p>(3) 付録作成業務 433,020円(「完成版」の付録(家計簿)と貯金箱) ア 委託期間 H25. 3. 6~H25. 3. 19 イ 随意契約の理由: 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(少額) ウ 比較見積 : 有り</p> <p>2 試行冊子等作成業務の予定価格(100万円)の決定に関する決裁がなく、積算根拠が残っていない。</p> <p>3 試行冊子等作成業務の成果物はCD-ROMで納入されており、その著作権は府に帰属するとされているにもかかわらず、その後の「完成版」冊子作成業務は、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第12号「契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの」に該当すると判断し、比較見積を省略して、試行冊子を作成した業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約で発注されていた。</p> <p>4 「完成版」の付録(家計簿)作成業務は、検討会議で検討した結果、抜本的な修正箇所が多く出たことに加え、貯金箱を付録として追加することとなったため、「完成版」の冊子とは別発注としていたが、試行冊子等作成業務の内容は、冊子と付録(家計簿)が一体であり、冊子作成業務と付録作成業務を分離して発注する合理的な理由はなかった。</p>	<p>(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p> <p>【大阪府財務規則の運用第62条関係】 1 随意契約によることができる場合は、令第167条の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。</p> <p>(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額)が規則第61条の2に掲げる額を超えないものをするとき。</p> <p>2 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p> <p>(12) 契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの</p> <p>【大阪府随意契約ガイドライン】 3 随意契約ができる場合 第1号(令第167条の2第1項第1号) ・・・なお、予定価格(購入希望限度額)の設定にあっては、過去の実績、業者からの聞き取り、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。</p>	

(5) 経費支払手続きの不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>商工労働部 雇用推進室人材育成課</p>	<p>《商工労働部 雇用推進室人材育成課》 契約の当事者が、対価の支払いの時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払いは、相手方</p>	<p>1 契約や法令の定め違反している。 2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図るとともに、再発</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。 併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<p>が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、下記の2契約について支払遅延があった。</p> <p>(1) 大阪府立北大阪高等職業技術専門校開校ノベルティの作成業務委託 ア 請求日：平成24年12月28日 イ 支払日：平成25年1月21日</p> <p>(2) 平成25年4月入校選考試験問題作成委託 ア 請求日：平成25年1月21日 イ 支払日：平成25年2月13日</p>	<p>防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 第10条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。</p>	<p>25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 (年2回程度)</p>

(6) 契約の履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>商工労働部 中小企業支援室 経営支援課</p>	<p>《商工労働部 中小企業支援室経営支援課》</p> <p>1 緊急雇用創出基金事業「中小企業危機対応力向上支援事業業務」の委託については、同業務委託契約書により、受託者は委託業務の完了後10日以内に業務完了届を大阪府に提出することとなっているが、大阪府に業務完了届が提出されたのは契約期間終了日から約2ヶ月後であった。 検査調書には履行遅滞があった旨の記載がされながら、業務完了年月日は契約の満了日が記載されていた。</p> <p>(1) 契約期間 平成24年2月24日から平成25年1月31日まで (2) 完了届の提出日 平成25年3月21日 (検査調書の記載) (3) 業務完了日 平成25年1月31日 (4) 検査年月日 平成25年3月27日</p> <p>2 契約の履行期限までに業務の完了が見込まれないにもかかわらず、契約期間の変更をしなかった。</p>	<p>1 本件については、報告書の内容について、府の意見を反映してもらうため、平成25年1月31日以降も受託者と調整していたものであり、契約期間を延長すべき事案であったにもかかわらず、その手法をとらなかったことは問題である。</p> <p>2 履行確認の検査を行った際の検査調書には、正確な内容で記載する必要があるが、大阪府財務規則の運用第69条関係の規定による検査手続を適正に行う必要があると定められているが、これが遵守されていないことは問題である。</p> <p>3 業務委託に際して、起案者のみならず、決裁関係者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第69条関係第1項】 検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について行うものである……。</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 (年2回程度)</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<p>【中小企業危機対応力向上支援事業業務委託契約書】 (完了届等の提出、検査及び引渡し)</p> <p>第19条 受託者は、事業開始年度最終日及び委託業務の完了後10日以内に完了届、業務報告書を甲に提出し、その成果について甲の検査を受けなければならない。</p>	

2 庶務諸給与事務

(1) 不適切なサービス管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
政策企画部 危機管理室消防防災課	<p>《政策企画部 危機管理室消防防災課》 人間ドック受診後に、職務に服すべき時間があったにもかかわらず、全日にわたって職務専念義務が免除されているものがあった。 当該職員は、直接監督責任者に実際に要した時間を報告しなかったため、出勤簿の取扱いが全日職免のままとなっていた。</p>	<p>職員から実際に要した時間の報告及び直接監督責任者の確認を行い、職務専念義務の免除手続のルールを遵守することを徹底されたい。</p>	<p>《政策企画部危機管理室消防防災課》 職務専念義務免除の取扱い規定に基づき、実際、検診に要した時間以外は、年休取得をさせるなど、必要な是正措置を行った。 また、人間ドック受診時におけるサービス管理の取扱いについて、直接監督者はもとより、所属職員に周知徹底を図った。</p>
住宅まちづくり部 建築指導室	<p>《住宅まちづくり部 建築指導室》 病気休暇取得申請において、確認書類が添付されていないものがあった（1名分、3件）。</p>	<p>病気休暇承認に係るチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p>	<p>《住宅まちづくり部建築指導室》 添付されていなかった確認書類について、病気休暇取得申請者から診断書を徴取し、通院の事実を確認した。 病気休暇の承認に当たっては、診断書等による事由の確認をグループ長等及び所属長（総括補佐）により二重チェックしたうえで承認することとし再発の防止を図っている。</p>

(2) 通勤手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
住宅まちづくり部 公共建築室	<p>《住宅まちづくり部 公共建築室》 通勤手当について、通勤認定後の交通機関の状況変化により認定上の最寄り駅が変更になっていたが、申し出がなかったため過払となっているものがあった（1件、24,190円）。</p>	<p>速やかに通勤手当の認定を是正するとともに、通勤手当に係る通勤経路等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、</p>	<p>1 通勤手当の認定是正について 10月支給の6ヶ月通勤定期代から職権訂正により「通勤認定」を是正した。 【是正内容】 職権により最寄り駅を変更し、これに伴い最寄り駅までの交通手段を訂正。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象期間：平成25年4月～9月の6ヶ月分 ・認定上の支給額：154,930円 ・変更後の支給額：130,740円 	<p>運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>ただし、給与の訂正基準により将来に向かっての訂正とした。</p> <p>2 室内全員の最寄り駅の確認について 今回の事例は、職員にとっても把握し難い事由によるものであったことから、認定担当者が8月から9月にかけて所属全員の最寄り駅を確認したところ適正であった。</p> <p>3 再発防止策について 通勤手当の経路の確認については、毎年、5月～6月、10月～11月頃に所属全員の定期等の写しの提出を求め確認しているが、併せて最寄り駅の確認を毎年実施していく。 なお、最寄り駅の確認は、認定担当者が確認した内容を所属長へ報告することにより実施する。</p>

(3) タクシーチケット管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
環境農林水産部 環境農林水産総務課（2件） 循環型社会推進室（3件） エネルギー政策課（2件） みどり・都市環境室（2件）	≪環境農林水産部 水産課≫ 所定のタクシー使用簿を使用しておらず、所属独自の使用簿により管理していた事例があった（タクシー使用簿の存在を知らなかったもの）。	<p>「タクシーの使用基準」に基づき、所定のタクシー使用簿を使用されたい。(1)</p> <p>庁内の「タクシーの使用基準」において、所定のタクシー使用簿を備えおくことが定められている。</p>	<p>「監査の結果」文末(1)～(4)の番号に対応</p> <p>(1) 部内各所属に対し、「タクシーの使用基準」（平成10年3月総務部財政課）を再周知し、その遵守を徹底した。 指摘のあった所属は、現在、所定のタクシー使用簿により管理を行っている。</p>
環境管理室 農政室（2件） 流通対策室 水産課（2件）	≪環境農林水産部 農政室≫ タクシー使用簿に使用後の確認印が無い事例があった。	<p>「タクシーの使用基準」に基づき、使用の事実確認後、タクシー使用簿への押印を励行されたい。(1)</p> <p>庁内の「タクシーの使用基準」において、使用の事実確認後、総務担当主査がタクシー使用簿に押印することが定められている。</p>	
	≪環境農林水産部 循環型社会推進室≫ 当初予定の利用区間の変更にあたって、区間変更の承認の証跡が確認できない事例があった。	<p>「タクシーの使用基準」に基づき、タクシー使用簿には利用区間を記載することとなっているため、当該利用区間の変更にあたっては、事後的に変更の承認が確認できるよう、証跡を残すよう励行されたい（変更の確認時に確認印を押印すること）。(2)</p>	<p>(2) 発券時のタクシー利用区間に変更があった場合、使用者に発券承認者へその旨を申出させ、使用簿にその旨を記載するよう周知を行った。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内の「タクシーの使用基準」において、所定のタクシー使用簿には利用区間を記載することとなっている。 </div>	
	≪環境農林水産部 環境農林水産総務課・エネルギー政策課・みどり・都市環境室・循環型社会推進室≫ 使用者、承認者及び事後確認者の三者が同一の事例や、使用者及び事後確認者が同一の事例があった。	使用者・承認者・事後確認者は同一人物にならないよう励行されたい。(3)	(3) 「タクシーの使用基準」上では特に定めはないが、よりチェック機能を強化するという観点から、使用者・承認者・事後確認者が同一人物とならないよう周知を行った。また、全庁的ルールづくりを制度所管課（財務部財政課）に働きかけた。
	≪環境農林水産部 環境農林水産総務課・エネルギー政策課・流通対策室・水産課・みどり・都市環境室・農政室・環境管理室・循環型社会推進室≫ タクシー使用簿の使用理由欄に「残業」、「市場用務」、「打ち合わせ」などと記載され、タクシーの使用理由を限定する「タクシーの使用基準」を遵守しているかどうか、事後的に確認できない事例があった。	「タクシーの使用基準」において、使用理由を限定している趣旨を勘案し、タクシー使用簿に使用内容を記載するにあたっては、庁内のポータルサイトを参照し、使用が不可欠であることが分かるように詳細に記載されたい。(4) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 庁内のタクシーの使用に関するポータルサイトにおいて、タクシー使用簿の使用理由欄には、以下の例を挙げ、具体的な内容を記載する必要があるとしている。 ・「ダンボール〇〇箱の△△の荷物を、××事務所に運搬する必要があるため」 ・「〇〇業務のため、公共交通機関の利用が不可能な早朝に出勤する必要があるため」 ・「時間外勤務が深夜に及んだため」 </div>	(4) タクシー使用簿の使用理由欄への記載内容について、よりその使用の必要性が判断できるよう具体的に記載するよう周知を行った。また、時間外勤務などによる深夜早朝の公共交通機関の利用ができない場合のタクシー使用についても、タクシーチケットの余白部分に、乗車した日時を記載するよう周知を行った。

3 資産管理事務

(1) 行政財産使用許可事務の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
政策企画部 空港戦略課	岬町多奈川地区の多目的公園に府が所有する「シエルター」について、岬町からの使用許可申請面積に誤りがあり、申請を受けた府も、そのまま使用許可（無償）を行っていた。	使用許可申請の審査が適切に行われていなかったのは問題であり、速やかに是正されたい。	財産活用課と対応を協議し、岬町に対して使用許可面積を正しい内容に改める旨の達文書（職権による変更許可）を発行することにより、是正を行った。

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<p>(正) 12.43 平方メートル×4 基 = 49.72 平方メートル</p> <p>(誤) 14.21 平方メートル×4 基 = 56.84 平方メートル</p>		

(2) 不適切な資産管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 成長産業振興室 新エネルギー産業課 環境農林水産部 中央卸売市場 都市整備部 港湾局	<p>《商工労働部 中小企業支援室ものづくり支援課》 テクスピア大阪（泉大津市）に関わる府有財産の異動について、公有財産管理の決裁は行われていたが、公有財産管理台帳システムへの登録事務が適正に行われていなかった。</p> <p>(1) 土地の用途廃止の登録 (2) 土地の貸付情報登録 (3) 入居4団体への貸付終了の登録（異動登録）</p> <p>平成24年4月1日 産業技術総合研究所から商工振興室に所属替え (土地・建物)</p> <p>平成24年6月26日 用途廃止 平成24年11月1日 建物売却（泉大津市） 土地貸付（泉大津市）</p> <p>テキスピア大阪 所在 泉大津市旭町 22-45 土地 8,258.13 m²（府有地） 建物 延床面積 13,401.86 m²（府有部分 3,105.83 m² →泉大津市へ売却）</p>	<p>1 公有財産台帳システムに関する理解が不足し、適正なチェック機能が働いていなかったのは問題である。</p> <p>2 担当者のみならず、決裁関与者を含めて公有財産管理事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【公有財産規則】 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産台帳処理要領】 第7条 2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p>	<p>《商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課》 部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、財産活用課が実施した公有財産管理事務研修テキストや財産活用課の庁内ホームページの紹介を行ない、職員全員の意識向上を図った。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<p>第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	
	<p>《商工労働部 成長産業振興室新エネルギー産業課》</p> <p>1 重要物品である電気自動車急速充電装置5台については、平成22年3月31日に51,292,500円（国庫補助100%）で購入し、民間事業者の施設に設置している。</p> <p>2 当該充電器の設置については、民間事業者の施設を無償で借り受け、日常の維持管理は民間事業者負担とする内容で「電気自動車用急速充電器の設置等に係る契約」を締結しているが、民間事業者からは定期的な維持管理状況の報告がなく、また、府として現物確認等を定期的に行っておらず、管理が十分とはいえない。</p>	<p>重要物品である電気自動車急速充電装置の設置場所の民間事業者から維持管理状況の報告を定期的にするよう協議するとともに、定期的な現物確認等について検討されたい。</p>	<p>《商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課》</p> <p>電気自動車急速充電装置の維持管理については、民間事業者から毎年度、翌年度の4月末日までに維持管理状況報告書を府に提出するよう、平成25年10月30日付けで文書により依頼を行った。また、府においても定期的（年2回程度）に現物確認等を行うこととし、本年1回目の現物確認等を10月末までに行なった。</p>
	<p>《中央卸売市場》</p> <p>機械・装置に関する固定資産台帳への登録金額に誤りがあった。</p> <p>(1) 特別高圧受電設備の当年度末現在高が401,249,128円となっているが、本来は400,509,738円である。</p> <p>(2) 中央監視設備の当年度末現在高が193,402,941円となっているが、本来は194,142,331円である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳上、機械・装置に関する調の特別高圧受電設備と中央監視設備に金額の誤りが存在するが、貸借対照表金額に影響がない。 平成25年3月取得で平成25年度から減価償却するため、結果的に平成24年度の減価償却費にも影響はなかった。 	<p>本勘定に登録する金額を集計する際に誤りがあったため生じたものである。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて台帳管理の周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p>	<p>《中央卸売市場》</p> <p>特別高圧受変電設備及び中央監視設備に関する固定資産台帳の金額の誤りを修正した。</p> <p>固定資産台帳へ金額を登録する際は、複数名で確認し、適切な台帳管理に努める。</p>
	<p>《都市整備部 港湾局》</p> <p>過去に処分されて現存しない船舶（清掃船「しらすぎ」取得原価35,950,000円、簿価1円、平成5年</p>	<p>1 現存しない資産が公有財産台帳に登載されたままとなっているため、資産保有の実態が適切に把握できていないのは問題であり、適切な資産管理及び</p>	<p>《都市整備部港湾局》</p> <p>1 公有財産台帳から存在しない船舶に関する情報を削除した。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	度に処分済み)が、公有財産台帳に登載されていた。	<p>正確な財務諸表作成のため、現存しない船舶に関する情報を公有財産台帳から削除されたい。</p> <p>2 公有財産台帳と現物の照合が適切に実施されていないのは問題であり、現物との差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領第7条】</p> <p>2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p>	2 今後、保有資産を適切に把握するため、大阪府財務規則第88条による物品増減通知書を作成する際はもとより、適宜、公有財産台帳と現物の照合を行う。

4 新公会計事務

月次決算の記録・報告漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>政策企画部 危機管理室防災企画課 企画室政策課</p> <p>議会事務局 総務課</p>	決算整理事務マニュアルに規定されている月次決算整理について、担当者は財務会計システムによる修正等を毎月実施しているものの、結果の記録と所属長に対する報告が行われていなかった。	<p>財務諸表の正確性を確認するため、月次決算整理の結果を記録するとともに、所属長への報告を速やかに実施されたい。</p> <p>【大阪府新公会計制度 決算整理事務マニュアル】</p> <p>・月次決算整理の記録・報告</p> <p>月次決算整理の結果を記録し、所属長に報告(行政文書管理システムで起案・決裁)します。起案には必要に応じ確認した内容などの帳票、資料を添付してください。</p>	<p>《政策企画部危機管理室防災企画課、企画室政策課》</p> <p>平成25年度分の月次決算整理の記録及び所属長への報告を、行政文書管理システムにより実施した。</p> <p>今後は、決算整理事務マニュアル等の諸規定に則り、適正な事務処理に努める。</p> <p>《議会事務局総務課》</p> <p>平成25年度分より月次決算整理の記録及び所属長への報告を、行政文書管理システムにより実施した。</p> <p>今後は、決算整理事務マニュアル等の諸規定に則り、適正な事務処理に努める。</p>